#### 2025年1月1日

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1. サービスを提供する事業所		
名称/所在地	社会福祉法人青山里会 / 三重県四日市市山田町 5500-1	
TEL/FAX	059-328-2177 / 059-328-2905	
代表者氏名/設立	理事長 近藤 辰比古 / 昭和49年6月1日	

2.	ご利用施設	
施設の名称		障害者支援施設 小山田苑
	施設の所在地	〒512-1111 三重県四日市市山田町 5500-3
	TEL/FAX	059-328-2151 / 059-328-2905 (FAX)
	開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
	施設の運営方針	最も援助を必要とする最後の1人の尊重とノーマライゼーション理念のも と、障害をもつ人の自立を支援します。
	管理者	施設長 三瀬 正幸 / 副施設長 下西 正人
+,	ナービス管理責任者	畑中 由美 / 下西 正人
	事業所番号	2410200287 / 平成 23 年. 4. 1 指定
施設入所支援	施設の目的	夜間や休日において、利用者のおかれている環境や選択に応じて、日常生活 上必要な福祉サービス(排泄・食事等の介助)を提供します。
所支援	定員/主な対象者	70 名(※) / 身体障害者 ※経管栄養等の医療的ケアを必要とするご利用者については 10 名
	営業時間	17:00~8:30 まで
	指定番号	2410200287 / 平成 23.4.1 指定
	施設の目的	日中において、入浴・排泄・食事等の介助や生活に関する相談およびその他 必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動、機能訓練活動等の福祉 サービスを提供します。
生	定員/主な対象者	78 名 / 身体障害者・知的障害者
生活介護		施設入所支援と併せて提供する生活介護 月曜日〜土曜日 / 年末年始(12/30〜1/3)
	営業日/休業日   	通所により提供する生活介護 月曜日〜金曜日 / 年末年始(12/30〜1/3)
	営業時間	8:30~17:00まで

・ 日中の利用(生活介護)と夜間の利用(施設入所支援)は、同一事業所に限定されません。利用者が 市町村等に相談し、日中と夜間のサービスをそれぞれ別の事業所で利用することも可能です。

3. 居室の	概要		
個室	5室	9. 59 m <sup>2</sup> ∼16. 23 m <sup>2</sup>	各部屋に特殊寝台・整理ダンス・ナースコー
2 人部屋	2室	22. 83 m <sup>2</sup>	
4 人部屋	18室	33. 85 m <sup>2</sup> ~35. 28 m <sup>2</sup>	ル・コンセントあり

#### 【居室の決定及び変更について】

- ① 居室に関しては、ご利用者の性別や心身の状況、医療的ケアの状況及びこれまでの生活習慣等から総合的に判断して当施設が決定します。
- ② 運営上の理由やご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- ③ 長期入院中の空きベットを入所待機中の方や短期入所の利用者の受入のために使用する場合があります。
- ④ 利用者から居室の変更を希望された場合は、居室の空き状況により施設で可否を決定します。

当施設では、居室以外に次の施設・設備をご利用いただくことができます。これらは厚生 労働省が定める基準により「生活介護」ならびに「施設入所支援」のサービス提供において 設置が義務づけられている施設・設備です。これらの利用については、利用者に特別にご負 担いただく費用はありません。

4. 居室以外の設備	<b>i概要(設置義務)</b>
食堂	4室(3F、4F、5F、6Fに各1室)
医務室	1室(3F)
静養室	1室(3F 医務室隣り)
浴室	3室(一般浴室は 2F に 1室、特殊浴室は 2F, 3F, 4F, 5F に各 1室)
洗面所	3室(3F、4F、5Fに各1室)
トイレ	5 室(2F、3F、4F、5F、6F)車椅子可能
作業室	1室(6Fに社会適応訓練室「パソコン体験」)
相談室	1室(6F)
機能訓練・集会室	1室(2F)

・ 当施設において居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたっては、お互い利用者のご迷惑にならないような配慮をお願いいたします。

5. その他の	設備・サービスと利用上の注意事項
公衆電話	携帯電話の利用について制限はありません。
ムハモロ	公衆電話は施設内に1ヵ所(4F エレベーター前)設置してあります。
   洗濯	施設のリネンサービスで行います。ご希望により2ヵ所(4F・5F の洗面所)設置の洗濯機を
7/6/庄	お使いいただけます。(洗剤は各自でご用意下さい。)
郵便	青山里会総合案内の窓口を経由して自由に出したり受け取ったりすることができます。
ペット	持ち込み及び飼育はできません。
宗教政治活動	思想、信教は自由ですが、職員や他の利用者に対する宗教活動・政治活動はご遠慮ください。
	全館及び敷地内は喫煙禁止です。施設敷地外の所定の灰皿設置の場所をご利用ください。
飲酒喫煙	施設行事等、施設が許可した場合を除き、居室、デイルーム、廊下等での飲酒は禁止です。
	6F 喫茶コーナーをご利用下さい。又、指定場所以外での火器使用しないで下さい。
面会時間	原則8:15~20:30 (感染症対策等ご利用者の安全確保等の理由にて制限する場合があり)
	敷地外に外出・外泊する場合は事前に所定の届け出をしてください。
外出外泊	施設が利用者の生命・身体の安全確保のために制限が必要と判断した場合を除き、制限はさ
Угшугл	れません。尚、制限を行う場合は緊急の場合を除き、事前に利用者並びにご家族と協議のう
	え決定します。
飲食物の	保管スペースやご利用者の健康管理上、又は食中毒予防の観点から持ち込みを制限する場合
持ち込み	があります。
物品の	スペースや安全面・衛生面・電気容量などから制限がございます。 <u>必ず事前に施設の許可</u> を
持ち込み	必要とします。

下記に限らず、防災上の観点及び日常的な範囲を超える頻度の支援や複雑な操作代行等の

2025年1月1日

支援をスタッフに求める場合は許可できない場合があります。又、同様の理由で撤去を求めることがあります。

6. 持ち込み	に制限を設ける備品と条件・基準について
家電製品類	居室にテレビを希望される場合は購入して頂きます。(スペースに限りがあります。) 冷蔵庫は容量 1000 以下(自己管理が出来ると施設が認めた方に限ります。) 扇風機、加湿器など一定期間のみ使用するものは、使用しない期間はご自宅などへお持ち帰り下さい。 パソコン・CD ラジカセ・オーディオ類は、必ず事前の相談をしてください。また、音の発生する機器については、ヘッドフォン等を使用する等、同室者の迷惑にならないようにしてください。
家具類	基本的には備え付けの整理ダンスをご使用していただきます。その他の整理ダンスを持ち 込む場合は事前にご相談ください。また、施設のリネン室や共用収納スペースに限りがある ため、季節に応じた個人の持ちの衣類や布団、毛布について使用しない期間は、各自宅で保 管をお願いします。
車椅子等の 福祉機器	施設のリネン室や共用収納スペースに限りがあるため、日常的に使用する車椅子等の福祉 用具以外の保管はできません。原則、ポータブルトイレについては必要な場合は購入して頂 きます。
Iアーマット 褥瘡予防マット	個別支援計画に基づき施設の備品を貸し出した場合は、モニタリングの結果、継続して使用 が必要と判断された場合は個人で購入して頂きます。
アンテナチューナー類	共用施設部分に個人的にアンテナ・チューナー等の設置を希望する場合は事前にご相談く ださい。設置・撤去及び居室変更等に伴う工事費用は各個人負担となります。

不要となった個人所有の備品については各人の責任・ご負担において処分して頂きます。

### 7. 主な職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定障害者福祉サービス(施設入所支援・生活介護・短期入所)を提供する職員として指定基準(※1)を遵守した下記の職種の職員を配置しています。

1001手	常勤	常	勤	非常	常勤	#h3女/+#!
職種	換算	専従	兼務	専従	兼務	勤務体制
管理者(施設長)	1	1				正規の勤務時間帯(8:30~17:00) 常勤で勤務
サービス管理責任者	2	2				正規の勤務時間帯( 8:15~17:15)常勤で勤務
看護師	3.3	3		1		日勤(8:15~17:15)※宿直(13:30~翌9:30)
生活支援員 生活支援員	47.6	31		22	1	早番(7:30~16:30)日勤(8:15~17:15)
土心又饭貝	47.0	31		22	ı	遅番( 9:30~18:30)夜勤(17:00~翌9:00)
理学・作業療法士	1	1				正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務
管理栄養士	1	1				正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務
医師	0.1				5	内科(毎週木・金曜)神経内科(第1・第3の月曜)
스메스	0. 1				5	精神科(第1・第3水曜、最終週の金曜)
調理員	5.1	3		5		9:00~17:30 9:30~18:00 9:30~18:30
	J. 1	3		J		10:30~19:00
事務員	3	2		3		正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務
作業員・運転手	1.6			3		正規の勤務時間帯( 8:30~17:00)常勤で勤務
その他	1	1				
合計	66.7	45		34	6	

- ・ 常勤換算数とは職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当施設における常勤職員の所定 勤務時間で除した数です。
- 勤務は1カ月単位の変形労働時間制です。

・ 看護師の宿直は、小山田福祉施設群(小山田特別養護老人ホーム、第二小山田特別養護老人ホーム、 第二小山田軽費老人ホーム、障害者支援施設小山田苑等)で勤務する看護師が、夜間の急な医療的 対応を行うために、<u>施設群全体で1名配置し対応</u>を行うもので、国が示す人員配置基準に上乗せし て行うサービスであり、当該サービスについては常時継続して対応できない場合があります。

#### ※1指定基準

対象となる職種(看護職員 + 理学・作業療法士 + 生活支援員)

利用者の平均障害支援区分(前年度)	前年度の延利用者数:対象となる職種の常勤換算数
平均障害程度区分4未満	6:1
平均障害程度区分4以上5未満	5:1
平均障害程度区分5以上	3:1

その他、	専門的な支援等に係る従業	者の配置状況
施設入所	栄養マネジメント加算	管理栄養士を配置し、利用者の日常生活状況、嗜好等の把握、
ルロスノヘアバ	経口維持加算	栄養管理等を実施し安心・安全な食事提供に努めています。
		上記のとおり指定基準上求められる職員 24 人の配置を上回る
	人員配置体制加算Ⅱ	47.6人を配置、職員体制 1.7:1 でより質の高いサービス提供に
		努めています。
		「生活支援員」として常勤で配置している 31 名の職員のうち
<b>ル</b> エク#	福祉専門職員配置等加算I	14 名が社会福祉士、介護福祉士であり、専門的なサービスの提
生活介護		供に努めています。
	<b>万州市明聯吕町罢华加</b> 筲亚	「生活支援員」として常勤で配置している 31 名の職員のうち
	│ 福祉専門職員配置等加算Ⅲ	20 名が勤続年数が3年以上である。
	常勤看護職員等配置加算	常勤換算で3以上の看護職員を配置し、利用者の健康管理に努
	(九)	めています。

#### 8. 当施設が提供するサービスと利用料金(契約書第4条、第5条参照)

#### (1) 当施設が提供するサービス

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、 利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者に同意をいただくものです。 尚、「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

#### ① 日常生活の支援

サービス項目	サービス内容
食事の提供	利用者の心身の状況・嗜好を考慮し、年齢と障害の特性に応じた栄養及び内容の食事を提供します。(朝食7:30~、昼食12:00~、夕食17:00~)食事提供にあたっては、管理栄養士が利用者の身体状況に合った献立を作成・提供させていただき、適切な食事の介助を行います。
入浴の提供	入浴は毎週 2 回行います。利用者の身体の状況と希望を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合や本人の希望時には清拭を行うなど適切な方法で実施します。
排泄の支援	利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施します。
離床の支援	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。

# 2025年1月1日

整容等の支援	個人としての尊厳に配慮し、適切な着脱衣・整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回以上行います。
機能訓練	地域において自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導及び訓練を実施します。
余暇活動	必要な教養娯楽設備を整えるほか、適宜心身の活性化を図るレクリエーション行事を企画します。
相談支援	利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り援助を 行うように努めます。また、相談担当者が相談相手として不適切な場合は、他の生活支援 員等を指名することができます。

	員等を指名することができます。			
② 医療及び健康管理				
服薬	利用者の状況に応じた適切な医療と健康管理が図られるよう、医師や看護師は服薬について適切な助言・指導及び必要な支援を実施します。			
健康管理	年2回の定期健康診断の他、看護師が毎日健康状態のチェックを行い、必要に応じて医師と連携を図り、健康管理に努めます。また予防接種も受ける事が可能です。			
	嘱託医師による必要に応じた往診の他、定期的な協力医療機関への通院時の送迎、付添について援助します。また、緊急時の小山田記念温泉病院受診・入院の他、受診の結果(或いは入院中の医師の診断により)、他の医療機関への受診(入院)が必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎ、適切な治療が受けられるよう援助します。  ②協力医療機関  協力医療機関  が山田記念温泉病院			
	防力医療機関名			
医療	<ul> <li>◎緊急でない場合の協力医療機関への通院について</li> <li>小山田記念温泉病院に診療科目が無い為に、下記の医療機関へ定期的な通院を必要とする場合には、3ヶ月を限度として施設による援助(送迎、付添)を実施します。</li> <li>1. 関連医療機関(主体会病院、鈴鹿さくら病院)への通院</li> <li>2. 小山田記念温泉病院が紹介する四日市市、鈴鹿市内の医療機関への通院</li> <li>この場合、施設の送迎車両、付添スタッフの調整が必要なことから、通院日時は調整を行いながら決定するものとし、必ずしも医療機関やご利用者・ご家族が希望する日時に対応できない場合があります。</li> <li>・ 上記の1,2以外の医療機関へ通院する場合や、1,2の医療機関へ3ヶ月を超過して通院を必要とする場合は、原則として施設は支援を行いません。但し、利用者、ご家族の都合により、やむをえず、施設が支援を実施する場合は送迎にかかる燃料費等の実費をご負担頂きます。</li> </ul>			
	◎協力医療機関(小山田記念温泉病院)に診療科があるにも関わらず、本人や家族の希望による他の医療機関へ受診・入院を希望される場合には、施設による支援は一切行いません。			

#### (2) 利用料金について

次に表示のサービスについては、食事・光熱費を除き、サービス利用料金全体の9割が介護給付費等の給付対象になります。施設が介護給付費等の給付を直接市町村から受け取る (代理受領)場合、利用者にはサービス利用者料金全体の1割(定率負担)の額をお支払いいただきます。

なお、代理受領を行わない場合(償還払いも含む)については一旦全額を施設にお支払い いただきます。

#### 《サービス利用単位(1日あたり)》

【施設入所支援/生活介護】施設入所定員 70 名/生活介護 78 名

利用者の障害支援区分	区分 3※1	区分 4	区分 5	区分6
施設入所サービス単価	166 円	202 円	252 円	301円
生活介護サービス単価(7~8 時間)	488 円	548 円	794 円	1064円
専門的な支援に係る加算単位等※2	264 円	264 円	264円	264 円
本人負担額	954 円	1054円	1362円	1694円
施設入所食費(朝 400 円 夜 510 円)	910円	910円	910円	910円
施設入所光熱費	405 円	405 円	405 円	405円
生活介護食費(昼510円)	510円	510円	510円	510円
自己負担合計(本人負担額+食費)	2779 円	2879 円	3187円	3519円

- ※1 50 歳未満の方は障害程度区分 4 以上、50 歳以上の方は区分 3 以上の方が対象になります。
- ※2 人員配置体制加算Ⅱ(生活介護)、福祉専門職配置加算Ⅰ(生活介護)、福祉専門職配置加算Ⅲ(生活介護)、常勤看護職員配置加算(九)(生活介護)、栄養ケアマネジメント加算(施設入所支援)の合計
- ※3 サービス費、加算は地域区分の見直しにより、施設入所サービス単位(1単位10.40円)、生活介護 サービス単位(1単位10.37円)で表示してあります。

#### 【施設入所支援加算】

加算	単価	内容
入所時特別支援加算	30/日	新規に入所された日から起算して30日間加算
障害者支援施設等感 染向上加算 I	10/月	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の行う体制を確保している
障害者支援施設等感 染向上加算Ⅱ	5/月	医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療 機関から3年に1回以上実地指導をうけている
重度障害者支援加算	28/日	医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者、又はこれ に準ずる者の割合が一定以上。
栄養マネジメント加算	12/日	常勤の管理栄養士の配置、利用者の栄養状態を適切に把握し、摂 食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、管理 を行う
視覚・聴覚言語 障害者支援体制加算	41/日	視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有するもので生活支援 に従事する者
福祉・介護職員 処遇改善加算 I	所定単位 ×159/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.6.1~)

### 【生活介護】

加算	単価	内容
人員配置体制加算Ⅱ (1.7:1)		看護職員+PT・OT+生活支援員を、常勤換算方法で前年度の利用者数の平均値に対してそれぞれの数以上配置している場合
常勤看護職員等 配置加算(九)	24/日	看護職員を常勤換算で3以上配置している場合
福祉専門職員等 配置加算 I		常勤の支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、又は精神保健福祉 士である従業員が25/100以上でいる場合
福祉専門職員等 配置加算Ⅲ	6/日	常勤の支援員のうち、3年以上の経験があるものが100分の3 0以上の割合でいる場合
福祉・介護職員等 処遇改善加算 I	所定単位 ×101/1000	所定単位とは基本報酬及び各加算を算定した単位数の合計 (R6.6.1~)

### 《施設が条件を満たした場合、下記を報酬に加算いたします》

加算	単価	内容
初期加算	30/日	利用開始日から 30 日間を限度として加算
リハビリテーション加算 【、I	加算 I …48/日 加算 II …20/日	理学療法士等が共同して利用者ごとの実施計画書を作成し、それに基づいた機能訓練の実施、記録、計画の見直し、評価を行う。また、リハビリテーションの観点から、介護の工夫等の情報伝達を行う
入浴支援加算	80/日	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る 支援を提供を行う
入院・外泊時加算 I	272/日	利用者が入院及び外泊された場合8日を限度として加算
入院・外泊加算Ⅱ	162/日	8 日をこえた日から 82 日を限度として算定
通院支援加算	17/回	通院に係る支援を実施した場合、1月に2回を限度に算定する。
新興感染症等施設療 養加算	240/日	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、 入院調整等を行う医療機関を確保している障害者支援施設が当 該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で施設入所支援を行った場合に、1月に5日を限度に算定する。
地域移行促進加算Ⅱ	60/日	グループホーム見学や食事体験等行うなど、地域生活への意向に 向けた支援を行った場合、1月に3回を限度に算定する。
栄養スクリーニング 加算	5/回	利用開始及び6月ごとに利用者の栄養状態を確認し、その情報を 当該利用者を担当する相談支援専門員に提供する。
栄養改善加算	200/回	低栄養又は過栄養状態にある利用者に対して栄養状態の改善等 を目的として個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を 行い、心身の維持又は向上に資するもの
療養食加算	23/日	医師の発行する食事せんに基づき疾病治療のために病状等に対 応した治療食を提供を行う
地域移行加算	500(1回のみ)	利用者が退所し、地域生活を送る際に居宅を訪問し、退所後の相 談および調整を行う
利用者負担 上限管理加算	150/日	他事業所を利用し、サービス費に対する定額負担がある利用者に 対し、負担合計額の管理を行う

2025年1月1日

経口移行加算	28/日	医師の指示に基づき経口移行計画を作成し、計画に従って経口に よる食事摂取を進める
経口維持加算	I …400/月 II…100/月	医師の指示に基づき経口維持計画を作成し、当該計画に沿って継 続して傾向による特別の管理と行う

### 〈利用者の負担減免について〉

1ヶ月あたりのサービス利用料にかかる「定率負担」(食費・光熱費を除いたサービス費) については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり4区分の月額負担上限額が設定 され、利用されたサービス料にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

ただし、上記収入額から、利用者本人の工賃等による就労収入については、28.8万円/年 を控除する場合もあります。

尚、所得を判断する際の範囲は障害のある方とその配偶者です。(18歳以上の障害者) 【利用者負担に関する月額上限】

区分	世帯の収入状況	1ヶ月あたりの負担上限
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村税非課税世帯で、サービスを利用する ご本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得 2	市町村税非課税世帯	0円
一般	市町村税課税世帯(所得割 16 万未満)	9,300円
一般	市町村税課税世帯	37, 200 円

- 世帯の所得状況に応じて、食費・光熱費の実費部分の補足給付があります。(特定障害者特別給付費)
- 特定障害者特別給付、月額負担上限額につきましては、市町村から発行される障害者サービス受給者証に記載されておりますので、詳しくは担当職員(ソーシャルワーカーまたはサービス管理責任者)にお尋ねください。

#### (3) 障害福祉サービス費の対象外サービス

下記のサービスについては、障害福祉サービス費の対象にならないため、所定の料金をお支払い頂きます。

### ① 日常生活費

<u> </u>			
	朝食 400 円/食 昼食 510 円/食 夕食 510 円/食	合計	1420円/日
	光熱水費 405	円/日	

・ 食事キャンセルは、外出・外泊・体調不良・入院等の理由を問わず、下記に示す日時以 降にキャンセルの申し出のあった食費は全額ご負担頂きますのでご了承ください。

朝食・昼食	前日の午前中まで
夕食	前日の17時まで

#### ②被服費

利用者本人が希望するもので、施設が被服等について購入をおこなった場合の実費相当額

#### ③日用品費

2025年1月1日

利用者本人が希望するもので、施設が通常用意することが出来ないものについて、施設 が購入を行った場合の実費相当額

#### ④出納管理費(1200円/月)

・ 利用者または家族の希望により、預り金の出納業務、各種書類の保管、医療費の支払い・ 医療費助成に関する手続き等を代行させていただきます。ただし個人の買い物代行、ア ルバムの保管、内容によっては代行・保管をお断りする場合がございます。

#### ⑤特別なサービスの提供とこれに伴う費用

- 特別な設備の使用、特別な娯楽の提供、協力医療機関外の医療機関への移送等に要した 実費相当額。
- ⑥障害福祉サービス費から支給されない日常生活上の諸費用
- 車椅子等の個人的に使用する補装具等の福祉機器(用具)の購入及び修理に関する実費相当額。

#### ⑦その他

本人様が亡くなられた際、浴衣が必要となります。ご家族でご準備頂くか、施設に準備 している寝衣(浴衣)を使用させて頂き、ご利用頂いた場合は実費相当額のお支払いを お願い致します。

### (4) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記の(1)、(2)、(3)の料金・費用は、1カ月ごとに計算し、翌月20日までに請求しますので、27日までに次項のいずれかの方法でお支払いください。(ただし、27日が土曜・日曜・祝祭日にあたる場合は、その翌日とします。)

#### (支払方法)

- 原則、百五銀行からの自動引落しにてお支払い下さい。
- その他の方法は下記の通りとなります。
  - 1. 指定口座への振込み 百五銀行 四日市西支店 普通 口座番号 169906
  - 2. 青山里会窓口での現金支払い

#### 9. 利用者が入院等された場合

3ヶ月以内に退院(外泊の終了)された場合には、退院(外泊の終了)後、再び施設に入所することができます。ただし、身体状況の変化(経管栄養等の医療的ケアの必要)により、施設において対応が困難な状況となった場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

#### 10. 利用者の記録や情報管理・開示について(契約書第7条参照)

当施設では関連法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。事前にお申出ください。

尚、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

#### 〈当事業所における記録の項目〉

- 1. 個別支援計画
- 2. サービス提供の具体的な内容
- 3. 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省で義務付けられた市町村への通知事項
- 4. やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- 5. 利用者からの苦情の内容と対応
- 6. 事故の状況及び事故に際しての対応

2025年1月1日

- 保存期間はサービス提供完了日から5年間です。
- ・ 閲覧・複写が出来る窓口業務時間は、午前8:30~午後5:00です。
- 個人情報保護法に基づく等事業所の個人情報保護方針については、別紙をご覧下さい。

### 11. 身元保証人について(契約書第5条、12条、16条参照)

身元保証人は契約書に定める、利用者の故意、過失により施設備品の補修が必要となった 場合や施設からの契約解除理由に該当する事態が発生した場合など、利用者の施設に対する 一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負う他、利用者の医療機関への入院の手 続き、契約解除または終了後の利用者の受け入れ先の確保、利用者が死亡した場合の遺体及 び遺留金品の処理等について責任を負う。

また、利用者自身が認知症、知的障害、精神的疾患などにより判断能力が充分でない状況が認められ、契約行為等が困難な場合、当施設と協議の上、成年後見制度の申し立てを行うなどの必要な措置を行うものとします。

### 12. 苦情の受付について(契約書第15条参照)

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。直接窓口にお越し頂くことが困難な場合は、文書等でも結構です。(意見箱を1F玄関と2Fデイルームに設置しております)

(1) 青山里会サービス相談窓口

担 当:大和 俊介(ソーシャルワーカー)

受付時間:午前8:30~午後5:00

電 話:059-328-2151

※お越し頂く前に必ずご一報下さい

- (2) 第三者委員:田中紘美(青山里会評議員)・藤井由紀子(青山里会評議員)
- (3) 行政機関・その他苦情受付機関
  - ① 三重県社会福祉協議会サービス運営適正化委員会 〒514-8522 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話 059-224-8111

2	(	)市役所・町村役場(	)課
	<u> </u>		
	雷話		

令和	年	月	日		
説明都	<b>皆:障</b>	害者支援	施設	小山田苑	
		生活支	援員	氏名	
私はな	る書本	こ基づい	て事業	着から上記の説明を受け内容を承諾しました。	
令和	年	月	日		
利用者	旨				
	住所_				
	氏名_			<u></u>	
署名作	弋行者				
	住所_				<u></u>
	氏名_			<u>卸</u>	
				(代行理由	)
	本書面( 解しまし		て事	<b>業者から上記の説明を受け利用者の身元保証人と</b>	しての責任につ
令和	年	月	日		
身元的	保証人				
	住所_				<u> </u>
	氏名_			<u></u>	)